

特別支援教育

特別支援教育については、平成18年12月に施行された教育基本法に、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことが新たに規定（第4条第2項）され、また、平成19年4月1日に施行された改正学校教育法に、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園において、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定（第75条第1項）された。

1 特別支援教育の推進について

(1) 特別支援教育の理念について

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、情緒障害、言語障害）だけでなく、知的な遅れのない発達障害（LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等）も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(2) 校長のリーダーシップ

校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、校内の支援体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が、特別な支援を必要とする生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

(3) 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

ア 特別支援教育に関する校内委員会の設置

学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置することが必要である。

校内委員会の設置については、各学校の実態を踏まえて設置することが大切であり、例えば、新規の委員会を新たに設置する方法や、既存の校内組織（生徒指導部、教育相談部など）に、特別支援教育に関する委員会機能を持たせる方法もある。

イ 「実態把握」の実施

学校においては、在籍する生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする生徒

の存在や状態を確かめることが重要である。

高等学校に在籍する発達障害のある生徒については、小・中学校の段階で本人や保護者の障害に対する認識が不十分なことや医師による診断がなされていないことも多いため、ホームルーム担任や教科担任等は、発達障害のある生徒が示す学習面・行動面におけるつまずきや困難に気付き、適切な対応を行うことが必要である。

したがって、実態把握を行う際には、知的発達の程度、教科・科目の学習状況、生活行動、対人関係やコミュニケーションの状況など、生徒の困難やつまずきの状況についての確に把握し、学習面、行動・生活面での教育的な支援の必要性を把握することが必要である。

さらに、特別な支援が必要と考えられる生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めることが大切である。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分話し合うことが必要である。また、必要に応じて教育局の専門家チームや巡回相談員を活用する取組を進めることが効果的である。

ウ 特別支援教育コーディネーターの指名

校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けることが必要である。

特別支援教育コーディネーターは、学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うものである。

特別支援教育コーディネーターを担当する教職員が、その役割を発揮できるようにするためには、校内の理解や協力意識を高めるとともに、各種研修会等に参加し、校内で特別支援教育コーディネーターとしての役割を果たせるような知識、技能を身に付けることができるように配慮することが大切である。

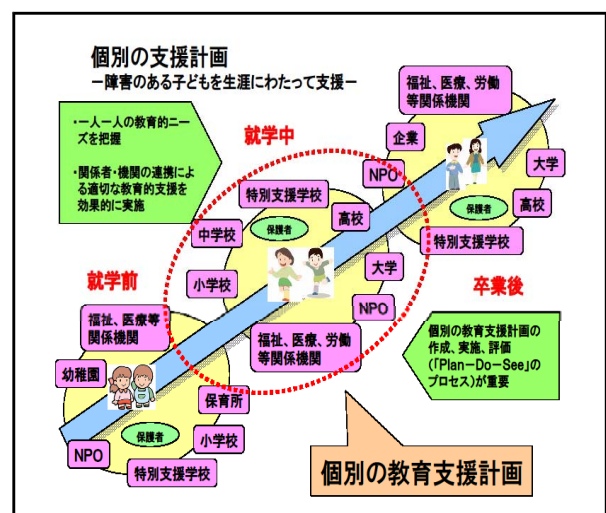
特別支援教育コーディネーターの位置付けについては、校内委員会の役割の一つとして位置付けるほか、既存の生徒指導部や教育相談部等の組織に位置付けるなど、各学校の実態を踏まえて位置付けることが大切である。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めることが大切である。

(5) 各学校における、生徒を支援するための取組

ア 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

発達障害を含む障害のある生徒一人一人のニーズを的確に把握して、長期的な視点に立って一貫した教育的支援を行うため、必要に応じて、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を含めた「個別の教育支援計画」を策定するな



どして、効果的に支援を行うことが大切である。

イ 「個別の指導計画」の作成

発達障害を含む障害のある生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえ、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなどして、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を進めることが大切である。

なお、高等学校において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成するに当たっては、近隣の特別支援学校や各教育局の巡回相談員等を活用し、その助言を得ることが大切である。

ウ 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、校内での研修を実施したり、教員が校外での研修に参加したりすることにより、専門性の向上に努めることが大切である。

また、北海道立特別支援教育センターを活用したり、地域の特別支援学校や専門機関等と連携し、教員の研修の充実を図ることが大切である。

(6) 保護者からの相談への対応

学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該生徒への対応を行うことが重要である。

(7) 教育活動等を行う際の留意すべき事項等

障害のある生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要である。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要がある。

そのため、生徒指導の担当者は、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭等と連携し、当該生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素から整えておくことが重要である。

また、学校において特別支援教育を進めていくためには、当該生徒のニーズに応じた支援を行うとともに、周囲の生徒の理解が必要になることもあり得る。その際は、生徒の発達段階や、障害のある生徒のプライバシー等に十分配慮する必要がある。

(8) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが必要である。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進めることが大切である。

(9) 厚生労働省関係機関等との連携

学校は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ることが大切である。

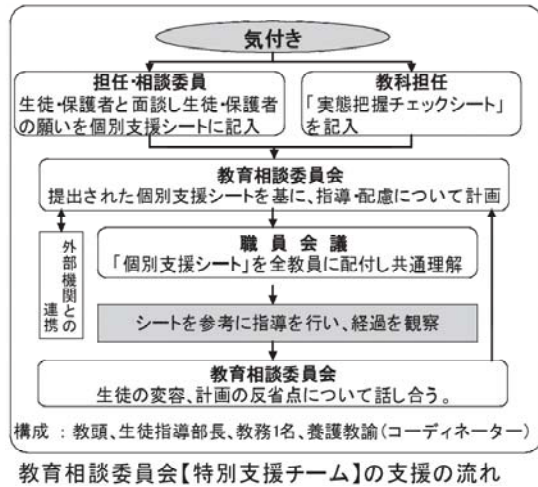
2 高等学校における発達障害のある生徒への指導事例

(1) 特別支援学校と連携した校内支援体制の確立

A 高等学校は、郊外に位置する小規模校である。生徒の中には、発達障害を疑われる生徒もおり、その対応に苦慮していた。まず、当該生徒の実態を把握し、生活・学習面での指導方法を工夫するため、近隣の特別支援学校に協力を依頼し、特別支援教育についての研修を始めた。

研修を受け、実態把握を進める中で、数名の生徒が特別な支援を必要としていると考えられたため、教育相談委員会が中心となって支援システムを立ち上げた。さらに、引き続き特別支援学校にも支援を依頼し、対象生徒の実態に応じた具体的な指導方法について助言を受け、全教職員の共通理解の下、指導を始めた。

特別支援学校のコーディネーターの助言もあり、特別な支援を必要としている生徒が、困り感を減らすための具体的な支援方を保護者と協力して指導を展開した。保護者と学校が、本人の「今の状態」と支援方法を共通理解するための「連絡ノート」を活用し、授業等での指導方法や周囲の生徒との関係、生徒の様子の変化、家庭での様子などを確認した。また、学校生活で起こり得る様々な対人関係上の課題を設定し、「そのような場面でどのように行動するか、相手の感情はどうか」などのワークシートを作成し、学校と家庭で取り組んだ結果、望ましい行動が多くみられるようになってきた。



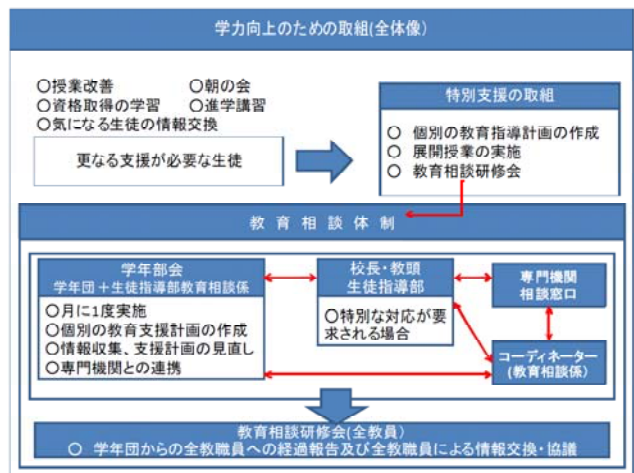
(2) 校内研修の推進と個別の指導計画に基づく指導

B 高等学校は、全員が校内委員会の構成員となり、全教職員で情報を共有し、共通理解と共通実践を行っている。

毎月、学年団と生徒指導部教育相談係での事例検討を行い、生徒の状況を分析し、前月の指導の反省及び次の支援目標や具体的な支援計画を作成し、全教職員での教育相談研修会を行っている。

また、当該生徒の困難さなどを把握するとともに、生徒の行動を変容させるための指導のポイントを明らかにするために個別の指導計画を作成している。

個別の指導計画の作成を通して、一人一人の生徒に対してより丁寧に対応する必要があるという教職員の意識化が図られ、これまで以上に有効な指導が可能となった。



◆個別の指導計画の作成に当たっての観点◆

1 生徒の実態

- (1) 学習…主に基礎学力が、どの程度定着しているかを知る。
- (2) 生活…自己肯定感を育むためにも得意な側面を知る。部活動などで困難さを抱えていないかを把握する。
- (3) 進路希望…早い時期に進路希望を模索することにより、校内での支援体制を整える。
- (4) 本人・保護者・担任の願い…各々の願いを知る。

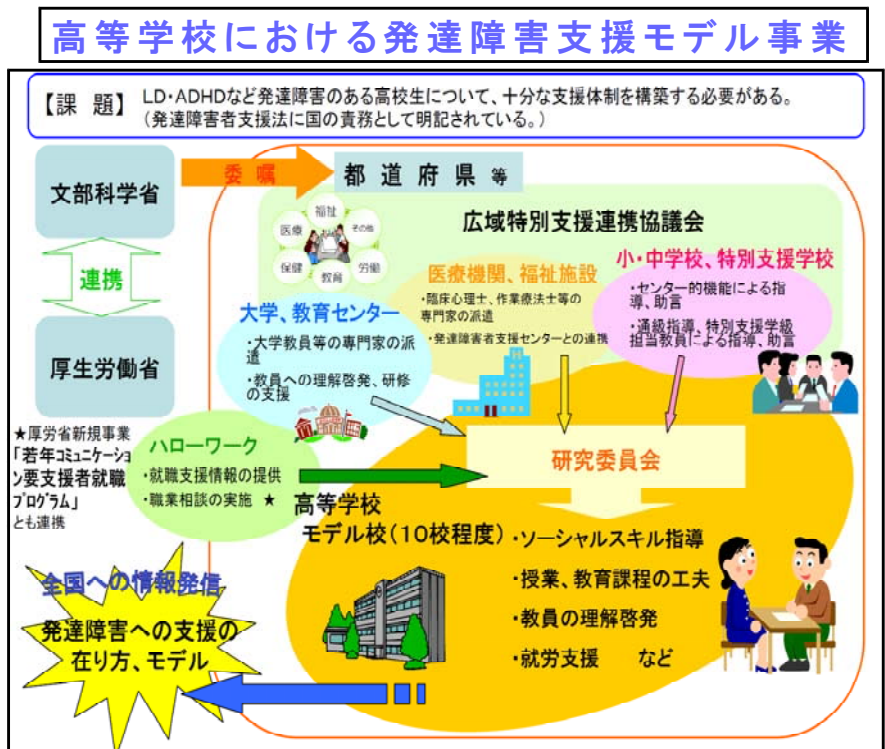
2 支援方法の検討

- (1) 長期目標…前期、後期での見通しのある目標の設定
- (2) 学期ごとの支援…①実現可能な短期目標の設定
②具体的な教師の支援方法
③1か月間の生徒の変化
- (3) 配慮事項…全教職員が、対応のポイントを把握し、本人とよいかかわりができるようにする。

3 「高等学校における発達障害支援モデル事業」について

文部科学省委託事業の「高等学校における発達障害支援モデル事業」のモデル校として、北海道名寄農業高等学校が指定を受け、発達障害のある生徒への具体的な支援の在り方について実践的な研究を行っている。

研究課題を「農業高校における地域の専門家チームやハローワーク等の関係機関と連携した発達障害のある生徒への就労支援に関する指導方法の研究」とし、2年間の研究に取り組んでいるところである。



(文部科学省作成資料)

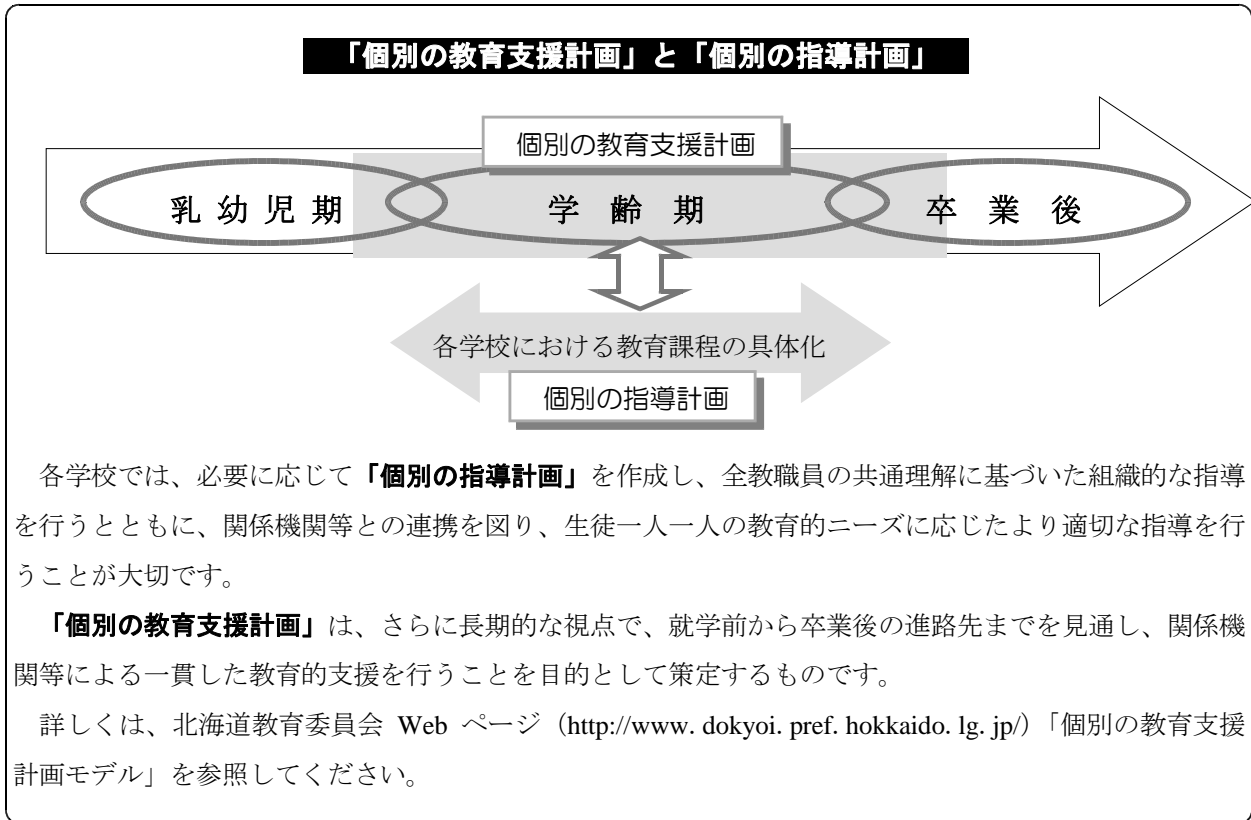
4 「特別支援教育体制推進事業」について

道教委は、平成17年から「特別支援教育在り方検討委員会」を設置し、北海道の特別支援教育の在り方についての検討を行い、委員会から、平成18年3月の第1次報告及び平成19年2月の第2次報告において、高等学校での校内の支援体制の整備や一人一人の教育的ニーズに応じ、学習上又は生活上の困難を克服するための指導及び支援を行うことが大切であるなどの提言を受けた。

道教委としては、この提言を踏まえ、平成18年度に続き平成19年度に、各教育局を推進地域として指定し、幼稚園、小・中学校及び高等学校等における支援体制の一層の整備を進めることにより、全道における特別支援教育の体制整備の充実を図っているところである。



【資料】



「発達障害」の用語の使用について

平成19年3月15日 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

今般、当課においては、これまでの「LD、ADHD、高機能自閉症等」との表記について、国民のわかりやすさや、他省庁との連携のしやすさ等の理由から、下記のとおり整理した上で、発達障害者支援法の定義による「発達障害」との表記に換えることとしましたのでお知らせします。

記

- 1 今後、当課の文書で使用する用語については、原則として「発達障害」と表記する。
また、その用語の示す障害の範囲は、発達障害者支援法の定義による。
- 2 上記1の「発達障害」の範囲は、以前から「LD、ADHD、高機能自閉症等」と表現していた障害の範囲と比較すると、高機能のみならず自閉症全般を含むなどより広いものとなるが、高機能以外の自閉症者については、以前から、また今後とも特別支援教育の対象であることに変化はない。
- 3 上記により「発達障害」のある幼児児童生徒は、通常の学級以外にも在籍することとなるが、当該幼児児童生徒が、どの学校種、学級に就学すべきかについては、法令に基づき適切に判断されるべきものである。
- 4 「軽度発達障害」の表記は、その意味する範囲が必ずしも明確ではないこと等の理由から、今後当課においては原則として使用しない。
- 5 学術的な発達障害と行政政策上の発達障害とは一致しない。また、調査の対象など正確さが求められる場合には、必要に応じて障害種を列記することなどを妨げるものではない。